

第 12 号議案

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

本条例に基づく利用者負担額の算定において基準とすべき子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）の一部改正が行われた場合に速やかに対応するため、利用者負担額については規則で定めることとしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者
負担等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成 26 年豊後大野市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（利用者負担額）

第 3 条 支給認定保護者の利用者負担額は、当該支給認定保護者の属する世帯の状況その他の事情を勘案して規則で定める。

第 6 条中「別表第 4」を「別表第 1」に改める。

第 7 条中「別表第 5」を「別表第 2」に改める。

第 8 条中「別表第 6」を「別表第 3」に改める。

別表第 1 から別表第 3 までを削り、別表第 4 を別表第 1 とし、別表第 5 を別表第 2 とし、別表第 6 を別表第 3 とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。